

宗像市消費生活センター
転ばぬ先の杖
 ☎(33)5454



新聞契約のトラブルにご注意

契約は慎重に!

事例1

今月になって新聞が2紙入りでした。私はA紙を契約しているつもりだったのでB紙の販売店に問い合わせると、3年前に妻がB紙と契約したと言われた。私はA紙を讀みたいと思っているのに、B紙を解約できないか (70歳代・男性)



事例2

来月から新聞購読が開始されると販売員が来訪した。5年前に私が新聞購読の先付契約をしたのを忘れていた。最近、私は目が見えにくく新聞は



3年前に血まが契約...
 3年前に血まが契約...
 3年前に血まが契約...

▽事例1のように夫婦の一方が知らないうちに契約していたとしても、家庭生活に必要な日用品の契約は夫婦で共同責任を負う(日常生活業務の範囲内)とみなされるので、一方的な契約の解約はできません
 ▽新聞の契約は期間を定めた契約です。クーリング・オフ(無条件解約)期間を過ぎると、

アドバイス

▽事例1のように夫婦の一方が知らないうちに契約していたとしても、家庭生活に必要な日用品の契約は夫婦で共同責任を負う(日常生活業務の範囲内)とみなされるので、一方的な契約の解約はできません
 ▽新聞の購読契約書は、法律で定められた契約書面です。トラブルを避けるため、契約書の控えは大事に保管しておいてください。訪問販売で新聞購読を契約した場合、契約書面を受け取った日を含めて8日以内であれば、クーリング・オフでき

「読みたくない」などというような消費者の自己都合での解約はできません。また、事例2のような先付契約(新聞が入りだすのが何年も先になる契約)をする時、契約時は大丈夫と思っても新聞が入りだす時期になって、契約を忘れていたことや、事例のように健康上の問題で新聞が読めなくなる場合があるので、慎重に検討しましょう。現在の新聞契約が終わるころに、次の契約をするようにしましょう

新聞の契約に関する相談がセンターに多く寄せられています。特に、高齢者やその家族からの相談が目立っています。

■問い合わせ先
 消費生活センター
 ☎(33)5454

第2・4土曜日電話相談

市消費生活センターでは、月～金曜日の相談に加えて、第2・4土曜日に電話相談を実施しています。利用してください。

時間 8:30～17:00 ☎(33)5454

ます。困ったときには同センター相談してください

宗像よろず創業・経営相談窓口

無料経営セミナー、無料経営相談 参加者募集

市では、宗像市商工会・県よろず支援拠点と連携して、毎月第1火曜日に、同セミナーの実施と相談窓口を開設しています。

●日程 7月4日(火)
 ●場所 宗像市商工会・2階大会議室
 ●対象 市内の事業者、市内で創業を考えている人

【経営セミナー】
 ●時間 午後1時15分～同2時45分
 ●演題 「楽天ランキング1位を獲得した元プリン会社社長が語る」
 ●通販の極意セミナー
 ●講師プロフィール 森友伸和さん/食の6次産業化プロデューサーとして、さまざまな食・地域産品の企画・提案・アドバイスをを行うコンサルタントとして活躍中

●定員 先着10人
 ●【個別経営相談】
 ●時間 午前10時～、同11時～、午後3時30分～
 ●*いずれも1時間
 ●相談員 セミナー講師

【申込方法】
 ☎092(622)7809
 ✉yzseminar@joho-tukuka.or.jp ①住所②氏名③電話番号を

明記して、県よろず支援拠点(公益財団法人福岡県中小企業振興センター)あて
 問い合わせ先 商工観光課
 ☎(36)0037

日本脳炎・MR(麻しん・風しん混合)第2期の予防接種を受けましょう

日本脳炎の予防接種

日本脳炎の予防接種は、予防接種後に重い病気になった事例があったことをきっかけに、平成17～21年度は積極的な勧奨を実施していませんでした。現在は、新しいワクチンが開発され接種が再開されています。

予防接種を受けていない場合は、かかりつけ医に相談し、接種しましょう。予診票がない人は、母子健康手帳を持参し、子ども家庭課へ来てください。

*接種スケジュールなど詳細は、市HP<http://www.city.munakata.lg.jp/>→「健康・保険・福祉・子育て」→「健康」→「予防接種」で確認か、問い合わせを

▽平成29年度に18歳となる人(平成11年4月2日から同12年4月1日生まれ)は、積極的な勧奨の対象者となっています。後日、ハガキでお知らせします

特例措置対象者

- 平成7年4月2日～同19年4月1日に生まれた人で、日本脳炎の予防接種(4回)が終わっていない人は、20歳の誕生日前日まで無料で接種をすることができます。20歳の誕生日を迎えた人は、定期接種の対象外となり、全額自己負担です
- 平成19年4月2日～同21年10月1日に生まれた人で、第1期(3回)の接種を終了せずに第1期の期間(生後6カ月～90カ月未満)を過ぎてしまった場合、第1期の未接種分を第2期の期間(9歳～13歳未満)に無料で接種することができます

MR(麻しん・風しん混合)第2期の予防接種

- 平成29年度の対象者 次年度(平成30年度)小学校に入学する子ども(平成23年4月2日～同24年4月1日生まれ)
- 接種期間 平成29年4月1日～同30年3月31日
- *接種期間を過ぎると、接種費用は原則自己負担となります。平成29年度の対象者は、体調の良い時期に早めに接種をしましょう
- 問い合わせ先 子ども家庭課 ☎(36)1365

無料クーポン券を持って、子宮・乳がん検診へ行きましょう

平成29年度の対象者へ、6月上旬に無料クーポン券を送付しています。日本人の約2人に1人が「がん」になり、死亡した人の3人に1人は「がん」が原因です。がんによる死亡を防ぐには、検診での早期発見・治療が効果的です。無料クーポン券が届いた人は、ぜひ受診してください。

対象者

- ▽乳がん=昭和51年4月2日～同52年4月1日生まれの女性
- ▽子宮頸がん=平成8年4月2日～同9年4月1日生まれの女性
- *いずれのクーポン券も「基準日(平成29年4月20日)の宗像市民」に交付します。転入者で交付対象者となる可能性がある場合は、問い合わせを
- *大腸がん無料クーポン券事業は、平成27年度で終了しました

■問い合わせ先 健康課 ☎(36)1187